山麓を水源とし、同町を南から北へ流下し宮古湾に注ぐ、幹川流路延長17.6㎞、流域面積158.9㎢の河川である。

三陸北沿岸は、豊かな水産資源と天然の良港に恵まれていることから、沿岸には多くの港湾や漁港が立地し、豊かな漁場環境を活かした水産業が盛んであったが、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う大津波等（以下これらの災害を総称して「東日本大震災」という。）により、多くの生命や財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けている。

三陸北沿岸の海岸保全対策は、平成12年５月に海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針が策定されたことを受けて、平成16年３月に三陸北沿岸海岸保全基本計画（以下「基本計画」という。）が策定（東日本大震災を受け、平成25年９月に改定）され、基本計画に基づき、数十年から百数十年に一度程度の比較的発生頻度の高い津波に対して対処できる防護水準とすることを目標として、順次防潮堤等の海岸改修が実施されているとともに、これと一体となって河川の河口部においても同様な河川改修が実施されている。

本件事業は、東日本大震災により防潮堤等が損壊したことなどから、津波、高潮等による被害の危険性が極めて高い本件区間について、防護水準であるＴＰ（東京湾平均海面）＋10.4ｍを確保するために計画された海岸改修事業及び河川改修事業であり、本件事業の完成により、本件区間に防潮堤等が整備されることから、津波、高潮等による被害の軽減に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が、任意で工事実施に伴う騒音等による影響を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても規制基準を満足するとされているが、起業者は、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、周辺の生活環境等に配慮しながら工事を実施することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者が、平成23年11月から平成25年３月まで任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件区間内及びその周辺において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるコクガン、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているカジカ小卵型、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているツルシギ等が確認されているが、周辺に同様の生息環境が広く維持されることなどから影響は軽微とされている。

植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているシバナ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、東日本大震災により防潮堤等が損壊したことなどから、津波、高潮等による被害の危険性が極めて高い本件区間について、津波、高潮等による被害の軽減を図ることを主な目的として、防潮堤等を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、海岸保全施設の技術上の基準を定める省令（平成16年農林水産省・国土交通省令第１号）及び河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、津軽石川河口部及び金浜地区海岸等において、過年度に整備された水門及び防潮堤が存し、東日本大震災において致命的な損壊を受けなかったことを踏まえ、当該水門を本件事業の防護水準まで嵩上げし、これに接続する防潮堤を同防護水準で既設位置にて整備するものであり、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、東日本大震災により防潮堤等が損壊したことなどから、津波、高潮等による被害の危険性が極めて高い本件区間について、津波、高潮等による被害の軽減のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、宮古市より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　岩手県宮古市役所

第６　収用の手続が保留されている起業地　岩手県宮古市高浜４丁目、金浜第２地割、金浜第６地割及び津軽石第２地割地内

○事業認定庁の名称等を告示した件

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年十二月二十四日

東北地方整備局長　小池　剛

第１　起業者の名称　宮城県

第２　事業の種類　県道塩釜亘理線改築工事（下増田道路・宮城県名取市牛野字内海地内から同市牛野字柿沼地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　宮城県名取市牛野字内海及び字柿沼地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮城県名取市牛野字内海地内から同市杉ヶ袋字尻田村地内までの延長2.3㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道塩釜亘理線改築工事（下増田道路）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道塩釜亘理線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により宮城県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により宮城県が道路管理者であることなどから、起業者である宮城県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。